

特定保健指導について

【遠隔面接について】

問1 ICTを活用して遠隔で初回面接を行う場合、最低面接時間は対面で実施する場合と同じか。

(答) 同じ。なお、ICTを活用して遠隔で実施する場合、情報通信機器の接続に要する時間や本人確認に要する時間は面接時間にはカウントできない。

【遠隔支援について】

問2 ICTを活用して遠隔で個別支援を行う場合、ポイントは対面で実施する場合と同じか。

(答) 同じ。

【初回面接の早期実施に係るポイントについて】

問3 健診当日に初回面接を実施した場合、健診当日の初回面接 20 ポイントだけでなく、継続的支援のポイントを算定することは可能か。

(答) 不可。初回面接は、特定健康診査の結果や対象者の生活習慣・行動変容の状況等を踏まえて、対象者が実践可能な行動目標・行動計画を作成するためのものであり、個別支援には当たらないため、70 ポイントの算定はできない。

ただし、初回面接を分割して実施する場合であって、全ての検査結果がそろった後に行動計画を完成させるため、初回面接 1 回目では、それまでに把握している情報をもとに暫定的に行動計画を作成し、2 回目に 1 回目で暫定的に作成した行動計画に対する実施状況の把握等、1 回目から 2 回目までの経過について確認し、2 回目の初回面接に引き続いて同一日に継続的な支援を実施する場合においては、実施した個別支援について算定対象とすることが可能。

【初回面接の早期実施に係るポイントについて】

問4 初回面接を健診当日に実施する場合は 20 ポイント、健診当日から 1 週間以内に実施する場合は 10 ポイントの算定対象となるが、分割実施の場合はポイント算定できるか。

(答) それぞれ、初回面接 1 回目を健診当日に実施している場合に 20 ポイント、初回面接 1 回目を健診当日から 1 週間以内に実施している場合に 10 ポイントを算定できる。

【初回面接の早期実施に係るポイントについて】

問5 初回面接1回目の支援を健診当日に実施、初回面接2回目の支援を健診当日から1週間以内に実施した場合には、併せて30ポイントの算定が可能か。

(答) 不可。初回面接のポイントは、1回目の初回面接の実施時期に応じたポイントの算定となる。なお、初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施すること。

【初回面接の早期実施に係るポイントについて】

問6 初回面接を健診当日に実施し、その後中断となった場合、健診当日の初回面接20ポイントを踏まえた請求はいつ行うことになるのか。

(答) 完了した特定保健指導の早期実施に係るポイントについては、途中終了時の請求の際に行う。

【実績評価について】

問7 アウトカム評価の腹囲2cm・体重2kg減を、初回面接時に達成している場合、180ポイントの算定対象とすることが可能か。

(答) 不可。アウトカム評価の評価時期は、初回面接から3ヶ月以上経過後の実績評価時であり、初回面接時に達成している場合でも、その状態を維持する目標を立てること等を通じて、実績評価時に特定健康診査の結果から腹囲2cm・体重2kg減である場合に180ポイントの算定対象となる。

【実績評価について】

問8 腹囲2cm・体重2kg減が達成できない場合、プロセス評価のみの合計で180ポイントを達成する、又はアウトカム評価とプロセス評価の合計で180ポイントを達成することは可能か。

(答) 可能。

【アウトカム評価について】

問9 「腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少」の評価の際には、「0.024を乗じた体重」以上の減少も評価の対象となるが、「腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少」の評価の際には「0.012を乗じた体重」も評価の対象とすることが可能か。

(答) 不可。

【アウトカム評価について】

問 10 腹囲 2 c m ・ 体重 2 k g 減や行動変容のアウトカム評価について、実施者が対象者から聞き取るという方法で評価することも可能か。

(答) 実績評価時の体重や腹囲の評価にあたっては、保健指導実施者による測定や、ICT の活用等により、客観性を担保して実施することが基本となる。対象者個別の事情において、実施者による測定が困難である場合は、初回面接において説明した体重及び腹囲の計測方法に基づき対象者が測定していることを確認する、測定画面を実施者と対象者で共有する等の方法を用いて、可能な限り客観性が担保されるよう、実施機関・保険者において適切に実施すること。

【プロセス評価について】

問 11 音声自動応答を用いた電話支援、AI 等によって生成された支援文を送信する電子メール支援など、自動化した支援についても、電子メール・チャット等支援のポイントの算定対象となるのか。

(答) 不可。専門職による支援とは考えられないため、ポイントの算定対象とはならない。

【プロセス評価について】

問 12 電子メール・チャット等の支援において、画像や絵文字のみなど、簡易的な方法による支援はポイントの算定対象となるか。

(答) 不可。継続的な支援は「食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること」が条件となっているため、画像や絵文字の送付のみやそれに相当する簡易的な方法による支援は、ポイントの算定対象とはならない。

【行動変容の評価について】

問 13 「食習慣の改善」・「運動習慣の改善」等の行動変容の評価について、1つの行動変容が2ヶ月間以上継続するのではなく、複数の行動変容の合計で2ヶ月間以上の改善（食習慣の改善を1ヶ月継続、運動習慣の改善を1ヶ月継続）が確認できれば、20 ポイントの算定対象とすることは可能か。

(答) 不可。

【行動変容の評価について】

問 14 「食習慣の改善」・「運動習慣の改善」等の行動変容の評価について、計画策定時に設定した行動変容の目標以外にも、達成できた行動変容がある場合、20 ポイントの算定対象とすることが可能か。

(答) 不可。計画策定時に設定した目標がポイントの算定対象となる。計画策定時に設定した目標以外の行動変容は、ポイントの算定対象にはならない。

【行動変容の評価について】

問 15 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）において、喫煙習慣の目標例として、「たばこを吸わない」が挙げられているが、実績評価時に禁煙中であることが確認できれば、20 ポイントの算定対象とすることが可能か。

(答) 不可。健診時に喫煙状態であった者が、評価時において非喫煙状態が2ヶ月以上継続していることを確認できた場合のみ対象となる。

【行動変容の評価について】

問 16 喫煙習慣について、減煙はポイントの対象とすることが可能か。

(答) 不可。

【行動変容の評価について】

問 17 「食習慣と運動習慣」のように、生活習慣についての複数の目標の合計により「腹囲 1.0cm 以上かつ体重 1.0kg 以上減少と同程度」となる場合、達成できた場合の評価はどのように行えば良いのか。

(答) 食習慣と運動習慣のうち、主たる行動変容についてのみ算定対象となる(20 ポイントのみの算定)。

【行動変容の評価について】

問 18 「2ヶ月以上の継続」とは、実績評価（初回面接から3ヶ月以上経過後）までの期間における、どの期間を指すのか。

(答) 実績評価時点から逆算して2ヶ月以上の期間を指す。なお、初回面接（途中で目標を変更した場合は変更した時点）から実績評価までの間に2ヶ月以上継続した期間があるが、実績評価時点で継続していない場合は行動変容として評価できない。

【服薬が判明した対象者の取扱いについて】

問 19 特定保健指導の対象者について、特定健診実施後・特定保健指導開始後に糖尿病等の生活習慣病に係る服薬をしていることが判明した場合、実施率の計算についてはどのようなすればよいか。

(答) 特定健診実施後・特定保健指導開始後に服薬が判明した対象者については、保険者は、服薬指導を行っている医師と連携し、特定保健指導の対象とせずに医師による服薬指導を継続するのか、本人の意向も踏まえながら判断すること。特定保健指導を実施せずに服薬指導を行う場合、または特定保健指導を途中で終了した場合は、実施率の分母（対象者）と分子（実施完了者）には含めないことが可能である。